

農業委員会だより



- 地域のベテラン農家さん
※日向一雄様と恵美子様ご夫妻です。
- 3面に特集記事があります。

主な内容

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ・子どもたちが田植え体験…………… 2 面 | ・有害鳥獣から農地を守ろう…………… 5 面 |
| ・農を支える連携…………… 2 面 | ・こんなときはどうすればいいの? …… 6 面 |
| ・地域のベテラン農家さんの紹介…………… 3 面 | ・農地の貸し借りの手続きについて…………… 7 面 |
| ・農業委員会活動の紹介…………… 4 面 | ・農業機械作業の事故に注意!! …… 8 面 |
| ・農地の保全(草刈り)をお願いします… 5 面 | ・熱中症に気をつけましょう!! …… 8 面 |

子どもたちが田植え体験 ～五百川小学校～

5月20日、五百川小学校5年生の子どもたちが、「田植え体験学習」を行いました。

田植えは学校の北側の田んぼで御稲プライマル株式会社（青田）の協力のもと、49人が参加しました。

はじめは水が張られた水田に足を踏み入れ、慣れない作業に悪戦苦闘していましたが、徐々に水田



水の張られた水田に悪戦苦闘



手足も身体も泥だらけ

の感触にもなれ、手足や身体が泥だらけになるほど一生懸命に田植え作業を行いました。

子どもたちは稲が成長するのを楽しみにしています。また今後は、草取り、稲刈り、脱穀をし、収穫したお米は本市の米の魅力、美味しさを発信していく予定です。

農を支える連携

～米作りについて学ぶ～

これまでに築き上げてきた農地を維持し、農業を支えていくためには、生産者や消費者、地域、企業などによるさまざまな絆づくりが必要です。

本市岩根地区の米農家、津田英明さんは、5月24日に「田植え体験イベント」を開催しました。この活動は津田さんと企業が連



イベントに参加した皆様



田植えの様子

携して行った活動の一環で、農業の経験が少ない人達に、お米作りを体験してもらい、体験を通じて「米農家」のことや「田んぼの環境」のこと、これからの「食」について考えてもらうことを目的に行われました。

イベント参加者は熱心に田植えを行い、米作りの大変さ、お米の大切さを学びました。

津田さんは「日本の食と農業について少しでも関心をもってもらえると嬉しい。」と話していました。今後、草取り、稲刈りの体験イベントも開催する予定です。

地域のベテラン農家さんの紹介



日向一雄さんと恵美子さん

ひゅうが かずお
日向 一雄さん（高木）
ひゅうが えみこ
日向 恵美子さん

日向一雄さん、恵美子さんのご夫妻は仕事を引退した後、本格的に農業に専念し、約20年、協力して作業を行っています。作物は米と野菜であり、野菜は約30種類を栽培していて、どの季節でも出荷できるようにしています。また、花は小菊、アスター、スターチスなどを栽培しています。栽培記録や農薬の



苗につく虫の確認

管理などを厳しく行い、消費者が安全、安心に購入できるように努めています。

高木地区は近年、住宅など、開発が進んでいます。『工夫を凝らして農地を維持していきたい。』と日向さんは語っていました。



辻本 利夫さん

つじもと としお
辻本 利夫さん（和田）

辻本利夫さんは約50年以上農業に従事しています。作物は、米約9,000㎡、野菜はなす、トマト、さつまいもなどを栽培しています。取材時にはちょうど田植えを行っていました。田植えや稲刈りなどの繁忙時期には、家族で協力して作業を行っています。辻本さんは、周辺の農家さんとも情報交換を密にしており、『これからも周りとの繋がりを大切に、協力していきたい。』と語っていました。



家族がお手伝い

農業委員会活動の紹介 ～セミナー、研修会に参加しました～

本市農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員は、下記セミナー、研修会に参加しました。

ふくしま農業人育成セミナー

「ふくしま農業人育成セミナー」経営継承で未来に繋ぐふくしまの農の宝」が郡山市の「郡山ユラックス熱海」で開催されました。

セミナーは、福島県と福島県農業経営・就農支援センターが主催

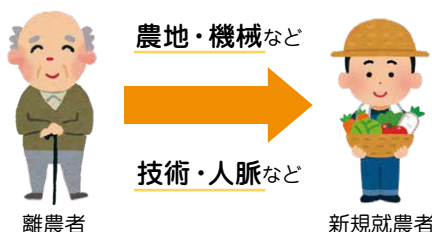


セミナーの様子

し、一般社団法人全国農業会議所の高田武専門員を講師として招き、「農業の経営継承におけるポイント」を演題とした基調講演のほか、経営継承に関する事例紹介が行われました。

農業の経営継承

離農予定者の農業経営基盤を新規就農希望者に引き継いで行くことです。



現状、後継者がおらずリタイアする経営者が増える一方で、新規就農に関しては資材高騰などにより課題も多くなっています。経営継承は、地域農業の維持につながることも、新規就農希望者は早期に経営の確立を図れます。

セミナーでは、経営継承のポイントや地域ぐるみでの支援の取組を学びました。

郡山市農業委員会勉強会

「郡山市農業委員会勉強会」が郡山市役所で開催されました。

勉強会では、有限会社アグリサービスあさか野の鈴木一弘氏を講師として招き、「私の農業経営の変遷とこれから」法人化による



勉強会の様子

稲・大豆の大規模経営」をテーマとした講演が行われました。農業従事者は年々高齢化し今後一層の減少が見込まれます。地域農業の支え手として、農業法人をはじめとした担い手の活躍が期待され、農業経営の法人化は年々増え続けています。

勉強会では、農業経営の法人化による効果やその重要性について学びました。

農地の保全(草刈り)を お願いします



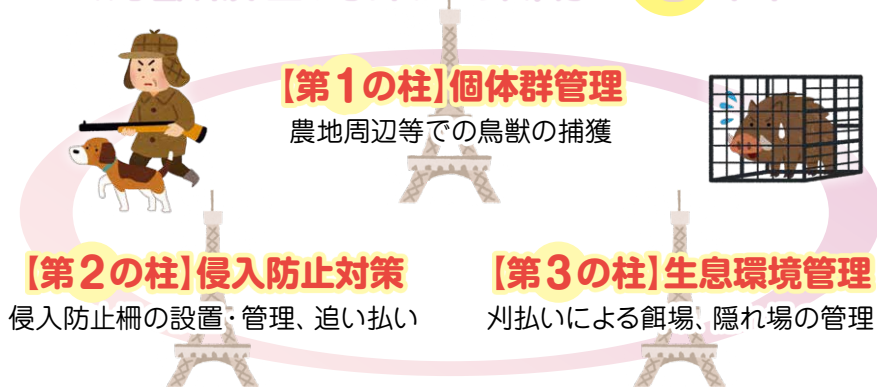
地域での草刈りの様子

遊休農地や荒廃農地など管理がされていない農地は近隣農地に悪影響を与える害虫や病気の発生源になってしまったり、畑を荒らすイノシシなど有害鳥獣の住処になってしまう可能性があります。

また、荒廃化が進むと、周辺の水路の状態を確認することが困難になるなど、用排水施設の管理への支障が生じる可能性もあります。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適切な管理を行い、農地を守っていきましょう。

鳥獣被害対策の鉄則！ 3本柱



遊休農地がもたらす有害鳥獣などによる農作物被害は深刻な問題であり大きな対策が必要になります。

有害鳥獣から農地を守ろう

市の補助金を紹介します(狩猟免許、電気柵)

市では農作物への鳥獣被害を防ぐため、補助金を交付しています。

電気柵購入補助

- ▶ **交付対象者：**
本宮市内の農業者および農業者が組織する生産団体
- ▶ **対象経費：**
農作物への鳥獣被害を防止するための電気柵購入費用
- **補助率：**
6分の1以内
※条件を満たせば、JAおよび農業共済組合で補助あり。



新規狩猟者免許取得費補助

- ▶ **交付対象者：**
狩猟免許または鉄砲所持許可を新たに取得し、取得後は本宮市鳥獣被害対策実施隊へ加入して鳥獣被害防止活動に参加することができる方。
- ▶ **対象経費：**
狩猟免許取得および鉄砲所持許可に係る費用
- **補助率：** 2分の1以内

お問い合わせ 本宮市役所産業部農政課 TEL: 0243-24-5386

こんなときはどうすればいいの？ ～農地の手続きについて～



Q. 経営面積を拡げるため、農地を買いたい。

A. 農地法第3条の申請、許可の手続きが必要です。

○農地法第3条→農地を農地として買うか、借りる場合の手続き。

※農地法第3条の申請、許可には下記の条件が必要になります。

- ・農地を効率的に利用して耕作を行うこと
- ・必要な農作業に常時従事すること
- ・周辺の農地利用に支障がないこと

Q. 農地転用って何？

A. 農地転用とは、農地を住宅や駐車場など農地以外の利用目的にすることです。

※その農地が自分の農地か、第三者の農地かによって手続きが変わります。

○農地法第4条→自分の農地を転用する場合の手続き

○農地法第5条→第三者の農地を取得または借りて転用する場合の手続き

☆農家の皆様だけでなく、開発を行う事業者の方も
制度を正しく理解し確実な手続きをお願いいたします。

Q. 農地を相続した。手続きは必要か。

A. 農地を相続した場合、法務局での相続登記の手続きが必要です。登記完了後、農業委員会に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書（農地を取得した届出）」の提出をお願いいたします。

☆各申請書、届出書の詳細については
農業委員会事務局のHPをご確認ください。



QRコードからも
確認できます。

本宮市農業委員会事務局HP

○お問い合わせ 本宮市農業委員会 0243-24-5387

農業委員会だより記事の募集

農業に関わるイベント、活動、自宅の自慢の家庭菜園など、情報がありましたらご連絡ください。

その他、「農業委員会だより」に対するご意見や、農地に関する質問などありましたらお問い合わせください。

農業委員会定例会日程（申請書の締切日）

定例会日程	申請書締切日
7月18日	7月1日
8月22日	8月1日
9月19日	9月1日
10月22日	10月1日

※日程は変更になる場合があります。

農地の貸し借りの手続きについて

農地の貸し借りをする、もしくは貸し借りをしている農地を更新する際は、農地中間管理機構（農地バンク）経由による貸し借りまたは農地法第3条許可による貸し借りのいずれかになります。



ここでは農地バンク経由の貸し借りについてお知らせします。

1. 手続きの流れについて

農業委員会もしくは本市農政課へ申込書の提出をお願いいたします。

- ①農地中間管理事業賃貸申込書（農地所有者用）
- ②農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）

※申込書は2種類ありますのでどちらもご提出ください。

※申込書は農業委員会窓口にて備えてあります。

申込後、市および農地中間管理機構の手続きを経て、正式な契約となります。

2. 賃借料に関して

賃借条件（賃借料など）は地権者と耕作者の間で決めることができます。

賃借料を設ける場合、申込書提出後に賃借料の引き落としと振込みの口座をご指定いただきます。

○農地借受者

毎年、賃借料と手数料の合計額を支払います。

○農地所有者

毎年、賃借料から手数料を差し引いた額が振り込まれます。

※手数料は契約額の1%（1契約あたり）をご負担いただきます。

ただし、最低で800円かかり、上限が8,000円です。（契約料が800円未満の場合は徴収されません。）

複数契約があり、契約額合計が8,000円を超える額は免除されます。

3. 解約の手続きに関して

農地バンクを経由した農地の貸し借りを解約する場合は手続きが必要になります。

詳しくはご相談ください。

お問い合わせ

○公益財団法人福島県農業振興公社（安達拠点 地域マネージャー）TEL：080-3754-3066

○本宮市農業委員会事務局 TEL：0243-24-5387

農業者年金に加入しましょう!!

～少子高齢化時代に強い積立方式・
確定拠出型年金～

加入条件

1. 年間60日以上農業従事
2. 国民年金第1号被保険者
3. 65歳以下



全国農業新聞を読もう!!

～地域の特徴ある明るい話題や
地域独自のイベント情報をお伝えします～

- ・発行日／毎週金曜日
- ・購読料／月額700円



☆お申込み希望の際は農業委員会事務局までお問い合わせください。TEL：0243-24-5387

農業機械作業の

事故に注意!!

農業機械作業による事故が多発しています。作業を行う際は確認作業を行い、事故のないよう安全に作業をお願いいたします。

乗用型トラクターの安全確認

乗用型トラクターの事故は、ほ場内だけでなく、ほ場進入路、公道においても多く発生しています。備えるべき機器（安全キャブ・フレーム・ランプ・反射板など）の再確認や、慎重な操作、安全確認、シートベルトの着用などを徹底しましょう。



刈払機の安全確認

- 1 刈払機を使用の際は、左半分の先端から1/3の部分で右から左に一方通行で行う。
- 2 複数人で作業するときは15m以内に人を近づけない。作業者に近づく時には前方から合図する。
- 3 斜面で複数人作業を行う場合は上下作業にならないようにする。

熱中症が疑われる場合…

- ☐ 日中の気温の高い時間帯での暑さを避ける。
- ☐ 作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとる。
- ☐ 熱中症予防グッズを活用する。
- ☐ 単独作業は避ける。
- ☐ 高温多湿の環境を避ける。



夏の農作業中に心がけること

☆熱中症には特徴的な症状がなく、「暑い環境での体調不良」は全て熱中症の可能性あります。

少しでも体調が悪く熱中症が疑われる場合は、以下のよう処置を行いましょう。

- ①作業を中断
- ②応急処置
- ③病院で手当てを受ける



熱中症に 気をつけましよう!!

近年、猛暑の影響で、農作業中に熱中症になるリスクが高まっています。熱中症は正しい知識を身につけることで適切に予防することが可能ですので、農作業を行う際には次の点を心がけて安全な農作業を行いましょう。

編集後記

今年に入り米が市場から消え、そのために米の価格が上昇し、緊急事態となりました。誰もがこのようなことを考えていなかったでしょう。昔から米は生きていくための大切なもので、三度の食の要でもあります。宮城県の米所に「米節」という民謡がありますので紹介します。

「米という字を分析すればよ 八十八度の手がかかる お米一粒粗末にならぬ米は我らの親じゃもの」と歌われています。収穫するまでには八十八の手がかかり天候と向きあい、苦労して作り上げた完成品なのです。子供の頃、「米を一粒残さず食べなさい、残すと目が見えなくなるよ」と祖父母に教えられたことや、粗末とか辛抱とか、現代社会全体にもその考えが必要な時期なのかも知れません。

農家の皆さんの一年間の完成品を待ち望みます。

(川名 良子)

広報編集委員

・三石 阿遠川渡
瓶橋部藤名辺
和広修栄良善
彦基司郎子幸